

お知らせ

母子家庭および寡婦の方の生活の安定と児童の福祉増進のため、愛知県では暮らしに必要な資金の貸し付けを下表のとおり行っています。

貸付対象者

母子福祉資金

二十歳未満の児童を扶養している配偶者のいない女子
が扶養している児童

二十歳未満の父母のいない児童
寡婦福祉資金

子が二十歳以上になつたため、あるいは子がいないため、母子福祉資金の貸し付けを受けることができない配偶者のいない女子(寡婦)が扶養している子

問い合わせ先
愛知県知多事務所健康福祉課母子自立支援員

☎(31)0121
住民福祉課

☎(48)1111(内226)

母子・寡婦 福祉資金

貸し付けを行います

資金の種類	貸付対象		資金の内容	貸付限度額(円)	据置期間	償還期間(以内)	利息
	母子	寡婦					
事業開始資金	母	本人	事業を開始するのに必要な設備、材料、商品などの購入資金	2,830,000 (複数の母子家庭の母などが共同して起業する場合 4,260,000)	1年	7年	無利子
事業継続資金	母	本人	現在営んでいる事業を継続するための運転資金または拡張資金	1,420,000	6カ月	7年	
技能習得資金	母	本人	事業開始、就職のために必要な知識、技能を習得するために必要な授業料、材料費、交通費などの資金	(月額) 50,000 (特別一括) 600,000 (運転免許) 460,000	1年	10年	
就職支度資金	母または児童	本人	就職するために必要な被服、身の回り品などの購入資金	100,000 (特別) 320,000	1年	6年	年3%
住宅資金	母	本人	現在住んでいる住宅を増・改築および補修するために必要な資金、または、自ら居住する住宅の建設・購入するために必要な資金	1,500,000 (特別) 2,000,000	6カ月	6年 (特別7年)	
転宅資金	母	本人	住居の移転に伴う敷金、権利金などの一時金に充てるための資金	260,000	6カ月	3年	無利子
医療介護資金	母または児童	本人	医療および介護を受けるのに必要な資金の自己負担分などに充てるための資金(介護分については、償還払いの際の一時立て替え経費を含む)	医療 310,000 (特別) 450,000 介護 500,000	6カ月	5年	
生活資金	母	本人	技能習得期間中または医療介護資金の貸し付けを受けている期間中、もしくは失業している期間中および母子家庭になって7年未満世帯の生活資金	一般(月額) 103,000 技能(月額) 141,000	6カ月	技能10年 医介5年 母子家庭8年 失業5年	年3%
結婚資金	児童	子	婚姻するのに必要な資金	300,000	6カ月	5年	
修学資金	児童	子	高等学校、大学または専修学校在学中の学費などに必要な資金	問い合わせください	6カ月	20年 専修一般5年	無利子
就学支度資金	児童	子	小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校および修業施設へ入学および入所する際の入学資金	問い合わせください	6カ月	就学20年 修業5年	
修業資金	児童	子	事業開始、就職のために必要な知識、技能を習得するのに必要な授業料、材料費、交通費などの資金(修業施設在学)	(月額) 50,000 (特別) 460,000	1年	6年	
特例児童扶養資金	母	-	児童扶養手当の所得制限限度額見直しによる激変緩和措置として5年間を限度とした資金	平成14年7月に受給していた児童扶養手当の額から、申請の際に現に支給を受けている児童扶養手当の額を控除した額	1年	10年	

家屋の新・増築、取り壊しをされた方へ

家屋についての固定資産税は、毎年一月一日現在の所有状況により賦課されます。

平成十七年中に家屋の新・増築または取り壊しをされた方で、町職員が調査に伺っていない方は、役場税務課まで連絡してください。

新・増築家屋については、固定資産評価額算定のための調査を、取り壊した家屋については、年内に取り壊したことの確認をする必要がありますので、必ず連絡ください。

また、年末までにこれらの予定がある方についてもお知らせください。

問い合わせ先
税務課固定資産税係
☎(48)1111(内231)

自衛官を募集

自衛官を次のとおり募集します。

試験期日	平成18年1月22日(予定)
受付期間	平成18年1月21日まで
受験資格	採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の男子
募集種目	2等陸・海・空士

試験内容
筆記試験、身体検査、口述試験

問い合わせ先
半田募集事務所 ☎(21)0004